

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の出席の判断基準

1. 児童生徒の感染が判明した場合は、児童生徒は出席停止
2. 児童生徒が濃厚接触者に特定された場合は、児童生徒は出席停止
3. 児童生徒が濃厚接触者ではないが、家族が濃厚接触者の場合、次の対応をとります

	レベル1	レベル2・3
児童生徒に <u>症状有り</u>	出席停止となります	出席停止となります
児童生徒に症状無し	登校できます	登校できます 出席停止となります

※症状とは、発熱等の風邪の症状です

4. 児童生徒及び家族が濃厚接触者ではない場合、次の対応をとります

	レベル1	レベル2・3
児童生徒に <u>症状有り</u>	出席停止となります	出席停止となります
児童生徒に症状無し 家族に <u>症状有り</u>	登校できます	出席停止となります

※症状とは、発熱等の風邪の症状です

令和2年9月7日

各小中学校長 様

那覇市教育委員会
学校教育課長

児童生徒の同居家族が濃厚接触者に特定された場合における登校自粛の解除について（通知）

平素より、学校における感染症対策の推進にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

8月7日（金）の「保健所の判断により医療・介護従事者、基礎疾患を有する者、高齢者のみをPCR検査の対象とする」との知事コメントを受け、市教育委員会としましては、「児童生徒または、同居家族の人が濃厚接触者となった場合は登校を控える」としておりました。

しかし、別添令和2年9月4日付け保地第1341号にて沖縄県保健医療部長より、「症状のない濃厚接触者のPCR検査については、令和2年9月7日より再開する方針」との通知を受け、令和2年8月28日付け学校教育課長より通知された「児童生徒の同居家族が濃厚接触者に特定された場合における登校自粛について（通知）」は廃止とし、下記の通り解除いたします。

なお、那覇市の地域の感染レベルがレベル2以上において、「児童生徒または、同居家族に風邪症状（発熱、鼻水、咳、倦怠感）がある時は登校を控える。」については、これまで通りといたします。

つきましては、別添資料をご確認の上、貴所属職員及び保護者にご周知していただくとともに、適切な対応をお願いいたします。

記

○変更する内容

＜解除前＞ 「児童生徒または、同居家族の人が濃厚接触者の場合は登校を控える。」

＜解除後＞ 「保護者が濃厚接触者であっても、児童生徒が濃厚接触者でない場合は、学校から登校自粛を求めることはできません。」

※上記の対応は、令和2年9月7日時点のものであり、今後の状況や文部科学省、厚生労働省、県教育委員会等の方針により随時、変更の可能性もあり得る旨、御承知おきください。

本件担当

那覇市教育委員会 学校教育課
指導グループ 宮里 辰也
TEL : 098-917-3506 内2621
FAX : 098-917-3522 内2626
e-mail : 91324TATU@city.naha.lg.jp